

議提第3号

「テロ等準備罪」法の廃止を求める意見書

会議規則第14条の規定により、「テロ等準備罪」法の廃止を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年6月22日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 伸 治
賛成者	北本市議会議員	日 高 英 城
賛成者	北本市議会議員	三 宮 幸 雄
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	金 子 眞理子

北本市議会議長 黒 澤 健 一 様

「テロ等準備罪」法の廃止を求める意見書

テロ等準備罪、すなわち「共謀罪」法は内心を処罰対象にし、憲法が保障する思想・良心の自由を侵し、国民監視社会へ道を開くものです。そのため国民の不安や疑念は広がり続けて、世論調査では8割近くが政府の説明は「不十分」と答え、「今国会で成立させるべきでない」という声が多数を占めていました。しかし、参議院で、委員会採決をはぶき、本会議において中間報告という異例の手段で強行採決しました。

一般人や市民団体が対象になることはないと言っていますが、「組織的犯罪集団」や「準備行為」などの定義があいまいで、国民のプライバシーを十分保護する仕組みがなく、恣意的に運用され、思想や内心の自由が侵される監視社会になる危険性があります。

国連の人権理事会が任命した、プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏が、「広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と警告を發し、法案を成立させることは正当化できないとする書簡を安倍首相に提出し、回答を求めていましたが、菅義偉官房長官らはこの書簡を「不適切なもの」として回答していません。

そもそも「共謀罪」法がないとTOC条約が締結できないという政府の主張には、国際的にも疑義が寄せられています。同条約の締結手続きに関する国連「立法ガイド」を起草したニコス・パッサス教授は「東京オリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対して、現在の法体系で対応できないものは見当たらない」と述べています。このことから、「共謀罪」法がなくてもTOC条約締結が可能なことは明らかです。

よって、国においては「テロ等準備罪」法を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長